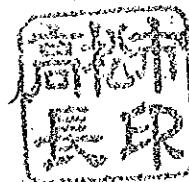


高 福 家 第 5 9 1 号

平成 27 年 2 月 3 日

医療機関各位

高松市長 大西秀



乳幼児等医療費の制度改正について（依頼）

自頃は、本市福祉医療行政に御協力を頂いておりますこと、厚く御礼申しあげます。さて、本市は平成 27 年 4 月診療分から、小学生の通院医療費を助成します。このため、香川県内の医療機関等（接骨・鍼灸マッサージ院等は除く。）において受診される場合は、自己負担分が原則として不要となります。

診療報酬明細書又は調剤報酬明細書（併用レセプト）による全県的な現物給付方式としますので、乳幼児医療の請求と同様に御請求くださいますようお願いいたします。

また、これに伴い医療証の名称を下記のとおり変更しますが、現在、発行している乳幼児医療証及び小児医療証につきましては、有効期限までそのまま使用できることとしますので、取扱いについて御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 制度改正内容

(1) 助成対象の変更

	現 行	変 更 後
乳幼児（6歳就学前まで）	入院・通院とも助成	変更なし
小学生（12歳年度末まで）	入院のみ助成	入院・通院とも助成
中学生（15歳年度末まで）	入院のみ助成	変更なし

(2) 医療証名称変更

	現 行	変 更 後
乳幼児（6歳就学前まで）	乳幼児医療証（黄色）	子ども医療証（乳幼児）（黄色）
小学生（12歳年度末まで）	小児医療証（青緑）	子ども医療証（小学生）（桃色）
中学生（15歳年度末まで）		子ども医療証（中学生）（青緑）

※ 障害者医療証・ひとり親家庭等医療証の変更ありません。

※ 医療証見本は別紙のとおり

2 請求方法について

現行の乳幼児医療と同様に、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書（併用レセプト）により、香川県社会保険診療報酬支払基金及び香川県国民健康保険団体連合会へ請求してください。

3. 公費負担者番号について

新しく助成する小学生の子ども医療証（小学生）についても、現行の乳幼児医療証と同様に「医療証番号」と、高松市の「公費負担者番号」を併記しています。公費負担者番号は医療の種類により異なります。

高松市こども医療証の公費番号一覧

医療証の種類	公費負担者番号
子ども医療証（乳幼児）	80370018
子ども医療証（小学生）	80370018
子ども医療証（中学生） (入院のみ)	81370017

ひとり親家庭等医療、障害者医療は変更ありません。

4. 他の公費負担医療費等との関係

(1) 高松市の福祉医療の優先順位は、次のとおりです。

- ① 子ども医療証（乳幼児）
↓
- ② 障害者等医療
↓
- ③ ひとり親家庭等医療
↓
- ④ 子ども医療証（小学生）
子ども医療証（中学生）

(2) 自立支援（育成）医療、養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業などの国の公費医療制度が適用される場合は、それらの公費医療が優先適用されます。

(3) 災害共済給付（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
同給付制度に加入している幼稚園・保育所の管理下における災害（負傷、疾病、障害等）の場合は、日本スポーツ振興センターから災害共済（医療費等）が給付されるので、災害共済給付が優先します。

(4) 事故などの第3者行為につきましては、損害賠償が優先しますので、原則、償還払い（立替払い）で対応します。

お問い合わせ先

760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市こども家庭課こども医療係

Tel.087-839-2353

高松市医療証見本

子ども医療証（乳幼児）

公費負担者番号 12345678 加入健康保険※※※※

医療証番号 1234567

氏名 高松 太郎

生年月日 平成 27年 4月 18日

有効期間 平成 27年 4月 15日 から

平成 34年 3月 31日 まで

住所 香川県高松市番町1丁目番地1-5号

マンション高松101号室

性別 男

上の者は、高松市医療費助成条例により、医療費の一部を

高松市が助成する者であることを証明する。

平成 27年 4月 30日

高松市長

平成 27年 4月 30日

高松市長